

令和5年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・ アドバイザー委員会（第1回）の議事概要について

1. 日 時：令和5年12月25日（月） 14時00分～15時10分
2. 場 所：沖縄総合事務局4階 事業審査室
3. 委 員：委員長 天方 徹 （弁護士）
 委員 小池 真由美 （公認会計士）
 委員 小濱 武 （沖縄国際大学准教授）
4. 議 事：コンプライアンス推進計画取組状況等の報告
 - ・年間の主な取り組み予定について
 - ・コンプライアンス推進計画の取組状況について
5. 各委員からの主なご意見等
 - コンプライアンスメッセージを各職員のパソコン画面に発信・表示しているとのことだが、パソコンを貸与されていない職員はいないとの理解でよいか。
 - 期間業務職員を含む全職員に貸与している。
 - 不当要求防止責任者講習会について、コロナの影響もあり6年ぶりに開催したとのことだが、開催しなかった要因はそれ以外にもあるか。
 - 当講習会は概ね3年に一度の割合で開催しており、前回開催時から3年後に開催予定であったが、その年からコロナの影響が出始めたため、開催を見送ってきたところである。
 - 内部通報について、今年度の通報実績は如何。
 - 通報実績はない。
 - ワークライフバランスの関係だが、現在でもテレワークを実施している職員はいるか。
 - コロナの影響があった状況下においては、出勤者数を制限する目的で実施していたが、現在もワークライフバランスの推進のために実施しており、職場のパソコンを持ち帰って使用することも認められている。
 - 職場のパソコンを持ち帰って使用することに伴う注意事項等の周知は行っているか。また、テレワークを更に推進する計画はあるか。
 - 職場と同レベルのセキュリティー対策が確保されていることがパソコン持ち帰りの条件となる。また、情報漏えい防止については、情報セキュリティー講習を受講させることにより周知徹底を図っている。テレワークの更なる推進については、現在でも期間業務職員を含む全職員を対象に実施しているところである。
 - 外部からの不正に関する通報実績は如何。
 - 通報実績はない。
 - 講習会のアンケートに受講対象範囲を一般職員にも広げてはどうかと

の意見が複数あったが、実際スケジュール的には可能なのか。

→日程を確保するよう予め周知すれば実施可能であり、例えば係長・係員研修の講義の中に組み入れること等も可能である。

- ワークライフバランスを充実させる取り組みとして、テレワーク以外に推進しているものはあるか。

→男性職員の育児休暇取得促進や毎週水、金の定時退庁の取り組みがある。また、開発建設部独自で更なる定時退庁を促す目的で毎月第三金曜日を完全消灯日とする取り組みもあり、実施状況については局の幹部会において共有している。

- コンプライアンスについて考察する際には、後から検証する仕組みが大切であり、そのためには適正に資料を保全し記録を残す必要があると思われるが、その点どう対応しているか。

→文書の管理については、国の機関として適正に管理することを徹底しており、例えば機密性の高い文書から順次分類分けをして管理したり、管理担当部署を明確にするなどの対応を行っており、担当レベルに応じた文書管理に関するeラーニング研修も実施している。また、人事評価の目標設定で適正な文書管理も必須となっており、職員個々で適正に対応している。

- コンプライアンスに関して様々なアプローチの仕方で行っているものと思われるが、取り組みの中で注力している取り組みや効果的であったと実感できた取り組みはあるか。

→コンプライアンスに関しては、同じようなメニューを繰り返し実施していくことが重要であるとの認識であり、どれが効果的か示すことは難しい面はあるが、例えばコンプライアンス・ミーティングについては各職員が意見を交わしながらコンプライアンスについて考える取り組みであり、より効率的にコンプライアンス意識の向上が図られ、更には風通しの良い職場環境の構築のもつながる取り組みであると思われる。

- 内部監査を実施する際にはこういった手法で監査するのか。また、各事務所で監査結果にばらつきはあるか。

→現地に入る前に予め監査項目毎の質問事項についての回答を書面で提出させ、現地に入った際にはヒヤリングを行ったり、現物を確認するなど回答と不整合がないか等の監査を実施している。また、事務所ごとの監査結果にばらつきはみられない。

- 事業者等との適切な関係の確保に関して、今年度は建設業協会幹部職員へ推進計画の取り組み状況の説明を行っているが、これは不祥事防止の観点から効果的な取り組みであると思われる、定期的な実施する考えはあるか。

→定期的な実施については、今後検討することとしたい。その他の取り組みとして、各事務所の所長室等に不当な働きかけに対する対応についてのパンフレットを掲示し、来訪した事業者等に対する注意喚起を行っている。

以上